第 128 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

自然公園内県営公園施設条例(昭和32年長崎県条例第20号)第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
海洋スポーツ基地カヤックセンター	佐世保市椎木町無番地 公益財団法人 佐世保市スポーツ協会 会長 末長 昭則	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

長崎県知事 大 石 賢 吾

(提案理由)

自然公園内県営公園施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び自然公園内県営公園施設条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。